

第1回 独立行政法人評価委員会 議事要旨（速報版）

大臣官房文書課

- 速報版のため事後修正の可能性あり -

1. 日時：平成13年2月15日（木）13：00～13：45
2. 場所：農林水産省第2特別会議室
3. 出席者：会田一雄委員、有馬孝禮委員、石弘之委員、井上眞理委員、岩淵雅樹委員、小野征一郎委員、梶川融委員、加藤真代委員、幸田チャーミン委員、木平勇吉委員、小林信一委員、小林正彦委員、小林麻理委員、坂本元子委員、櫻本和美委員、鈴木三義委員、手島忠委員、寺島光一郎委員、土井全二郎委員、徳江陞委員、中村祐三委員、西村肇委員、間和彦委員、畑江敬子委員、速水亨委員、平山文昭委員、松本聰委員、山下東子委員、山野井昭雄委員

4. 議事

- (1) 委員紹介
- (2) 谷津農林水産大臣挨拶
- (3) 委員長選任
- (4) 委員長代理指名
- (5) 農林水産省の独立行政法人及び独立行政法人評価委員会の説明（事務局）
- (6) 議事規則の決定
- (7) 今後の進め方

5. 議事概要

委員会委員の紹介に引き続き、谷津農林水産大臣の挨拶が行われた。

農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第322号。以下「委員会令」という。）第4条第1項に基づき、委員の互選により松本聰委員が委員長に選任された。

委員会令第4条第3項に基づき、委員長代理に木平勇吉委員が委員長から指名された。

事務局から農林水産省の独立行政法人及び独立行政法人評価委員会の概要が説明された。

委員会令第10条に基づき、委員会の運営について定める「農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則」の案及び分科会の議事の取扱いについて質疑が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

- ・審議の効率化の観点から案件によっては、分科会の議決を委員会の議決とす

ることによい。

- ・議事の公開については、情報公開法が施行されることもありその精神を尊重すべき。評価委員会に対しては、独立行政法人の効率性のチェックを行うという国民の期待の目があり、合理性のある評価を行っているかについて、外部から検証するためには、会議そのものの公開の方向が望ましいのではないか。
- ・委員の随行者及び代理出席の取扱いについてはどのようになるのか。
- ・これまで、審議会等では議事録が公開されるまで時間を要し、その間に審議が進行し議論が外部の目に触れられないまま結論が出てしまう例が多いので、そのようなことの無いよう対応をお願いしたい。
- ・公開に当たっては権利保護等の問題があるが、各省の独立行政法人評価委員会によって公開の取扱いが異なってしまう場合、いかなる仕組みで調整するのか。

これに対し、事務局側から以下の説明を行った。

会議そのものの公開は物理的な問題等もあり、全面的に公開することは難しいのではないか。それに代えて詳細な議事録を公開することとしたい。ただし、権利保護の問題があるようなものについては案件ごとに委員会に諮った上で、必要なものについては議事要旨を公開とすることでどうか。

随行者については委員長にお諮りする必要があるが、これまでの審議会等でも認めていることであり、申し出があれば、人数にもよるが対応できるのではないか。また、介助及び介護の関係についても規則には記載していないが同様に対応できるのではないか。

代理出席については、委員の属人的な学識等に基づいて任命されていることからすると、代理は考えられないのではないか。ただし、委員から依頼された方の傍聴は、委員長にお諮りする必要があるが可能ではないか。

議事録の公開については、できる限り迅速に、また、議事録の確定版が出る前に速報版となる概要を作成しホームページに掲載するよう対応したい。

議事録公開の取扱いについては、独立行政法人の業務の性格により公開、非公開の内容が異なってくると考えられるが、各省と横の連絡を密に行い、共通的なものについては取扱いに差が生じないように十分な連絡調整を行っていきたい。

農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則については、以上のような質疑応答の上、原案どおり了承されるとともに、中期目標案、中期計画案、業務方法書案については分科会での審議を経て分科会の議決をもって委員会の議決とすることが了承された。

この後分科会に別れて引き続き審議を行うこととし、会議は終了した。

以上